

福祉事務所を設置し、福祉サービス向上

【移譲の概要】

- 全町において福祉事務所を設置し（町は任意設置）、市と同じサービスを展開
- 生活保護の開始・停止、児童扶養手当（父子家庭・母子家庭を対象とする手当）の認定・支給、特別障害者手当などの認定・支給などの法定事務を移譲するとともに、身体障害者手帳の交付などの関連事務を移譲
- 設置に際しては、県から人的支援（町からの研修派遣の受入、県職員派遣）、財政的支援（研修派遣に係る費用の一部負担）を実施

【福祉事務所設置町の主な声】

〔住民サービスの向上〕

- 県に書類を送付する時間が不要になり、**手続きのスピードが向上**した。
- 普段から町民と直接接する機会が多い町職員が対応しており、**住民の生活実態や周辺の状況を詳細に把握**できるため、**個々人に応じた最適な行政サービスの提供**が実現している。
- これまで県所管であった事務を含めて**関連する事務を一元的に担う**ことで、町内部の関係課と連絡をとりあいながら情報提供を行い、住民にとって身近で利用しやすい窓口として**様々な相談対応を実施**している。

〔一体的な福祉サービスの提供〕

- 困っている人は、複数の問題を抱えていることが多く、**町がまとめて権限を持つことで、複数の問題に迅速に対応**でき、早期の解決につながっている。
- 移譲前は、県所管事務の状況は、県に問い合わせをしなければ把握できず、手間や時間がかかっていた（例えば、困っている人の生活保護や児童扶養手当の受給状況、面接の状況など）が、現在は、**町で一体的に実施**しており、**速やかな対応**が行えている。
- 移譲前は、児童虐待の発見の契機となる相談対応の場面が、県と町で分かれていた（町は、母子健康手帳の交付時や乳幼児健診における面談など。県は生活保護や児童扶養手当に関する面談時など）が、現在は、町が**総合的に福祉サービスを担っている**ことから、**生活全般に渡る観察が可能**となり、早期発見、早期対応の可能性が高まっている。